

国民年金コーナー

～病気やけがで障がいが生じたとき障害基礎年金が支給されます～

障害基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日がある方が一定の障がいの状態になったときに支給されます。

◆年金額

障害基礎年金の年金額は、法令で定められた障がい等級によって額が変わります。障がいの程度が1級のときには97万5,125円、2級のときには78万100円です。

◆子の加算額

障害基礎年金には子の加算額があり、1人目と2人目までは1人につき22万4,500円、3人目からは1人につき7万4,800円がそれぞれ加算されます。

※子とは、障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている①18歳到達年度末までの子、②20歳未満で障がいの等級が1級または2級の子に限ります。

◆支給要件

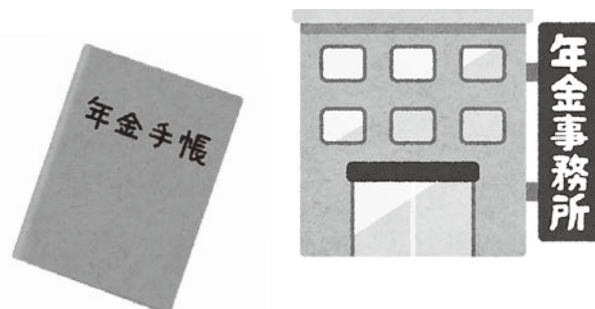
障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、保険料を納付または保険料を免除された期間である必要があります。

※初診日において、65歳未満で、初診日のある月の前々月までの1年間のすべての期間で未納がなければ、前記の要件を満たしていてもよいことになっています(令和8年3月までに初診日がある場合)。

※「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や厚生年金などから老齢年金を受けている期間は含まれません。また厚生年金の加入期間や第3号被保険者の期間は「保険料を納めた期間」に含まれます。

◆厚生年金の加入者

厚生年金の加入期間中に初診日がある場合には、障害厚生年金が支給されます。詳細については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。



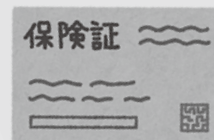
～20歳前傷病による障害基礎年金の所得制限について～

20歳前に傷病を負った方の障害基礎年金は、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられています。所得額が398万4千円(2人世帯)を超える場合には、年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、500万1千円を超える場合には、全額支給停止とする2段階制がとられています。

※扶養親族がいる場合は、所得制限額が異なりますのでご注意ください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

国民健康保険からのお知らせ ～国民健康保険被保険者証の更新について～



現在交付している「国民健康保険被保険者証(保険証)」は、有効期限が9月30日までとなっています。新しい保険証は、9月末までに各世帯に簡易書留で郵送します。10月1日以降に診療を受ける際は、新しい保険証を医療機関に提示してください。有効期限が切れた保険証は、10月1日以降に町民生活課まで返却してください。

保険証は、国民健康保険に加入していることを証明する大切なものです。汚したり、紛失したりしないようにしましょう。

勤務先の健康保険に加入したり、退職などで健康保険を脱退したりした場合は、町民生活課で手続きが必要です。

☎町民生活課 ☎72-6933